

－分科会・地区懇話会の実施する研究交流活動への補助について－

日本発達心理学会
国内研究交流委員会

■**趣 旨**：日本発達心理学会では、学会に登録された分科会・地区懇話会が企画し実施する研究交流活動に対し、その必要経費の一部を補助する制度を2005年11月より始めました。年間の活動と会の維持に対して支援を行う従来の「活動費補助」とは異なり、申請された具体的な個々の企画に対して、実際の経費の一部を補助するものです（次ページ「**注意事項**」もご参照下さい）。各会が主体的により活発な活動を展開していただくことで、学会員に対する研究交流の一層の活性化をはかることを期待しております。本事業の実施は国内研究交流委員会が担います。

■**対 象**：学会に登録された分科会・地区懇話会が企画し実施する、講演会、シンポジウム、ワークショップなど、すべての研究交流活動が対象となります。

■**募集期間**：年間を通じて随時募集しますが、委員会予算の範囲内で実施します。多数の応募を頂いた場合など、年度途中にて募集を停止することもあります。なお、2015年12月6日制定の国内研究交流委員会内規に基づき、会ごとに年度1回の申請となっております。

■**応募方法**：申請用紙を学会 HP 上の分科会・地区懇話会よりダウンロードし、必要事項をご記入の上、Word ファイルのまま、メールに添付して担当 谷口（taniguchi@edu.mie-u.ac.jp）までお送り下さい。**ご応募は必ず、活動実施予定日の 2 週間前まで**にお願いします。

※会計年度は毎年12月で終わりますので、お早めにご応募ください。

■**補助金額**：補助枠は、2種類（Aタイプ：上限3万円／Bタイプ：上限6万円）を設けております。A／Bタイプのいずれにおいても、以下のように利用できます。
・講師等に対する旅費（航空券・切符・ホテルなど）に使用できます。なお、旅費交通費については、以下のとおり、領収書の宛名によって源泉所得税の扱いが異なりますのでご注意ください。

A：領収書の宛名を「学会名」もしくは「学会名 + 委員会名」で取り付けた場合

……源泉所得税および徴収は不要となります。講師の先生自身で切符等を予約・購入された場合であっても、上記宛名であれば源泉徴収は不要となります（法人が直

接支払うケースと同視できるため)。

B：領収書の宛名を「個人名」や「上様」、また宛名がない形式で取り付けた場合
……源泉所得税および徴収が必要となります。税額分は、学会事務局(office@jsdp.jp)
からまとめて納付しますので、ご連絡をお願いします。

・非会員が講師等となる場合は、謝金にも使用できます。

【注意事項】毎年度の分科会・地区懇話会の「活動費」3万円を申請するために、「補助金」の申請書類をご送付頂く必要はございません。「補助金」は、毎年度の「活動費」3万円に加え、さらに追加で資金が必要な場合に限り申請して頂くものとなります。

■**会計報告**：活動終了後には報告書を提出していただきます。『決算(補助金の用途の内訳)』欄には、支出詳細をご記入下さい。具体的には、「アルバイト代等人件費」、「会議費」、「旅費交通費」、「通信運搬費」、「消耗品費」、「印刷製本費」、「会場費等賃借費」、「支払手数料」の項目についてご記入下さい。

日本発達心理学会 国内研究交流委員会
分科会・地区懇話会担当
谷口あや (三重大学)
taniguchi@edu.mie-u.ac.jp